

川崎市高津区公告第37号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年5月20日

川崎市高津区長 白井 豊一

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和6年度	国民健康保険料	第7期分	令和7年5月31日 (第7期分)	計 2件
令和6年度	国民健康保険料	第8期分	令和7年5月31日 (第8期分)	計 3件
令和6年度	国民健康保険料	第9期分	令和7年5月31日 (第9期分)	計 9件
令和6年度	国民健康保険料	第10期分	令和7年5月31日 (第10期分)	計 10件

別紙省略